

○美唄市公営住宅建替え基本構想等策定市民検討委員会設置要綱

(令和 5 年 4 月 1 日庁達第 21 号)

(設置)

第 1 条 美唄市公営住宅建替え基本構想等の策定に当たり、市民参加による魅力ある新たな公営住宅の整備と市街地中心部の賑わい創出を図るため、美唄市公営住宅建替え基本構想等策定市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 美唄市公営住宅建替え基本構想等の策定に関する事項
- (2) その他前号に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、公募による市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する職務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市建築住宅課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(その他)

3 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。